# 後期高齢者医療保険 からのお知らせ





平成26・27年度

## 保険料は 次のようになります!

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と 被保険者の所得に応じて負担する「所得割額=被保険者の所得※× 所得割率」 の合計となり、2年ごとに見直されます。平成26年度及び平成27年度の保険料 率は、今日的な医療費の増加等を受けて、次のように改定されましたのでご理解 ご協力をお願いします。

均等割額は、

年額41.840円となります (年額で1,170円増加となります

所得割率は、7.99%になります (0.16 ポイント増加となります)

保険料の賦課限度額(保険料の上限額)が 57万円になります

(年額2万円の増加となります)

#### 改定前

平成24・25年度 の保険料率

被保険者均等割額 40.670円 7.83%

所得割率

賦課限度額(上限) 55万円



#### 改定後

平成26・27年度 の保険料率

被保険者均等割額 41.840円

所得割率

7.99%

賦課限度額(上限)

57万円

TEL0575-387-6368

※平成26年度の保険料の決定通知書及び納入通知書は、7月中旬に郵送予定です。

### 保険料の計算方法

所得割

(所得金額-33万円) ×

所得割率 7.99%

均等割額

被保険者1人あたり

41,840円

保険料額

(限度額57万円)

※100円未満切り捨て

※年金所得のみの人は(年金収入-公的年金等控除額)が所得金額になります。

※問い合わせ先…岐阜県後期高齢者医療広域連合

郡上市役所健康福祉部保険年金課 TEL67-1822